**小牧市高齢者タクシー料金助成事業　業務内容について**

月次事務の流れ　　別紙「（イメージ）高齢者タクシー料金助成事業の利用の流れについて」についても同時にご覧ください。

①利用者がタクシー利用時に、介護状態区分がわかる書類（介護保険被保険者証等）を提示の上、利用券（冊子）を事業者に渡す。

※利用者によっては、記名が難しい方がいらっしゃいます。この場合は、利用者の「介護保険被保険者証」等をご確認のうえ、記名の代筆をお願いいたします。

②乗車時、事業者は利用券に必要事項を記入し、記入した利用券切り離し、冊子を利用者に返却する。

事業者は、利用者に利用料金から車種区分（特定大型車を除く）による距離制運賃の初乗運賃額（以下、「初乗運賃額」という。）を控除した金額を請求する。

事業者は、利用料金を収受した際に、利用者に領収書を交付する。

※「初乗運賃額」は、契約時に添付した金額表の金額とする。

車種区分には、特別大型車を含まないものとする。

距離制運賃の初乗運賃額に金額変更があった場合は、必要書類を提出することで、新料金にて請求できるものとする。

※距離制運賃と異なる料金体系（時間制運賃等）を適用している場合においても、市が助成する金額は、車種区分（特定大型車を除く）による距離制運賃の初乗運賃額とする。

※運賃の割引・割増（障害者割引、深夜早朝割増等）は、原則、利用料金から初乗運賃額を控除した金額に適用するものとする。（初乗運賃額は割引・割増の適用を受けない）

　　※小牧市外出支援サービス事業の利用券と併用することはできないものとする。

③事業者は毎月月末で締め、実績報告書に利用券を添付し、委託料（初乗運賃額）を小牧市に請求する。

翌月１０日までに提出すること。

ただし、３月分については３月末日請求とし、翌月５日までに提出をお願いいたします。

④小牧市は実績報告書に基づき、委託料（初乗運賃額）を事業者へ支払う。

別紙

（イメージ）高齢者タクシー料金助成事業の利用の流れについて

利用料4,000円、初乗運賃額600円（車種区分による距離制運賃の初乗運賃額）の場合

**利用者**

②

降車時、事業者は利用券に必要事項を記入し、記入した利用券を切り離し、冊子を利用者に返却する。

利用料金から初乗運賃を控除した金額（3,400円）を請求する。

利用料を収受した際に領収書を交付する。

利用者がタクシー利用時に、介護状態区分がわかる書類（介護保険被保険者証等）を提示の上、利用券（冊子）を事業者に渡す。

降車時、初乗運賃600円を控除した3,400円を支払う。

**事業者**

③

④

事業者は、毎月月末で締め、

実績報告書に利用券を添付し、

委託料（初乗運賃額）を小牧市に請求する。（600円）

請求書も併せて提出してください。

小牧市は実績報告書に基づき、

委託料を事業者へ支払う。

（600円）

**小牧市**